

## 第10回筑後市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和3年4月5日 午後1時30分～午後3時30分
- 場 所 筑後市役所東庁舎 302 会議室
- 出欠者 出席者 14名 欠席者 2名
- 議 事
1. 開 会
  2. 議事録署名人の指名
  3. 付議事案
    - 報告 第1号 専決処分について
    - 報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について
    - 報告 第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定につ  
いて
    - 報告 第4号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定につ  
いて
    - 報告 第5号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について
    - 報告 第6号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告  
について
    - 議案 第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権  
移転について
    - 議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定及び農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に  
ついて
    - 議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について
    - 議案 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案 第6号 農地法第5条の規定による転用計画変更について
    - 議案 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案 第8号 農業の振興に関する計画ならびに農業振興地域整備計画

のうち農用地利用計画の変更について

議案 第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積(別段の面積)  
の設定について

議案 第10号 農地法第3条の規定による許可申請に係る標準処理期間  
の設定について

#### 4. 閉 会 協議(報告)事項

##### 出席委員(12名)

1番	吉田 孝行	2番	中村 伸秀
3番	(欠番)	4番	岡本 義照
5番	近藤 茂	6番	井寺 知江子
8番	角 豊明	9番	中村 浩章
10番	北原 良輝	11番	城戸 慎吾
12番	溝口 弘之	13番	城戸 孝行
14番	富安 春二	16番	坂本 好教

##### 本会議に欠席した農業委員(3名)

7番	成清 輝美	15番	古賀 重満
----	-------	-----	-------

##### 本会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕  
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

##### ○事務局

お配りしている資料の確認をお願いします。机の上に新しい活動記録セットをお配りしております。4月からの分になりますのでよろしくをお願いします。それと、その前の黄色い今までの活動記録セット、これは記入をされたうえでですね出来れば来月の総会のおりにでも出していただきますようお願いいたします。それと今日配っているものですが、一つはDVDが入っています。研修大会が今回中止になります

したのでその講演の内容が収録されているということで農業会議の方からいただきましたのでお時間のある時にご覧になっていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。それと差し替えです。(議案書、資料の差し替えを説明) 申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

それでは今から総会の方始めさせていただきますけれども、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

## ○議長

改めまして皆さんこんにちは。大変お忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。只今から、第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。令和3年度最初の農業委員会総会でございますので、本日は、報告事項が6件、議案が10件、その他協議事項など、議事がいつもより多くなっております。

「新型コロナウイルス感染症」の対策として、出来るだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いします。次に、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを、簡潔に発言していただきますようご協力をお願いいたします。加えまして、議案の「承認」、「不承認」等に影響のないご質問につきましては、資料の準備も必要となりますので、出来るだけ事前に事務局へご連絡いただくか、最後の協議報告事項の際にご質問、ご意見をされますことをご提案いたします。皆様のご意見をお願いします。

### 【異議なし】

意見が無いようでございますので、それでは、円滑な総会運営にご協力をお願いいたします。次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、6番の井寺知江子委員、8番の角豊明委員をお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

それでは報告について説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

---

## 報告第1号 専決処分について

筑後市農業委員会会長専決規定第2条第1項により職員の任免について次のとおり

専決処分したので、同条第2項により報告する。

令和3年4月5日 提出  
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

表を読み上げさせていただきます。（異動内容について読み上げにて説明）

こちら、人事案件でございます。人事案件については農業委員会の職員については農業委員会が任免する決まりがございます。但し辞令が4月1日となっておりますので、空白の期間を埋めるために会長の専決処分とした対応しているところでございます。

ここで、職員の照会をさせていただきたいと思っておりますけれども入室させてよろしいでしょうか？（はい。）ありがとうございます。（名簿の順に入室、各自より挨拶し退室又は着席）

○議長

引き続き、事務局の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、2ページをお願いします。

---

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和3年4月5日 提出  
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、所在、島田、地目、田1筆、面積、806㎡ですが、中間管理事業での使用貸借を一旦解約し、賃貸借へ変更されるためでございます。

他4件はご参照をお願いしまして説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

---

### 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

認定農業者に関する報告でございます。今回、再認定で9経営体が認定されまして、再認定を辞退された方はありません。また、新規の認定農業者1経営体、計画の変更が7経営体となっております。最後に書いておりますけれども、令和3年3月1日現在の認定農業者数は172経営体となっているところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

---

### 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定について

農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定について、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

今回、認定新規就農者として2経営体、2名の方がなっております。また、1名の方は29年度に青年等就農計画の認定を受けられた方でございますけれども、そちらの方が計画を変更されております。

(順に読み上げ説明) 例年では、ここで新規就農者の紹介を呼び出して行っておったところでございますけれども、このコロナ過の時勢でございますので、事前調査の際にご協議をいただきまして、今回は、呼び出しをしないこととさせていただきます。ご了承願います。続きまして、8ページをお願いします。

---

### 報告第5号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

次のとおり、受理したことを報告する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約、賃貸借、所在、新溝、地目、畑、それと、第2項、同じく賃貸借で富重の畑1筆、面積はそれぞれ4㎡でございます。前回の総会の際におきまして、携帯電話の基地局設置につきましては転用許可不要であることをご説明したところですが、本件も\_\_\_\_\_株式会社の基地局が設置されたものでございまして、電柱のようなものが農地の中に建つということで、届出となっておりますのでご報告させていただくものでございます。続きまして、9ページをお願いします。

---

#### 報告第6号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、次のとおり報告する。

令和3年4月5日 提出  
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

本件は、営農型太陽光発電設備のための一時転用でございますが、毎年農作物の状況について報告を4月の総会で行っているものでございます。第1項は大字蔵数の畑で、さつまいもの栽培がなされておきまして、平均的単位収量の99.5%の収量率となっております。また、第2項は大字津島の田で、飼料用レンゲの栽培をされており、平均的単位収量の107%の収量率となっております。この収量の目安は80%以上とされておりますことから、2件とも要件はクリアされております。

なお、こちらの報告につきましては、毎年、事務局が現地を確認しておきまして、県にも報告書の提出が義務づけられていることから、農業委員会へも慣例として報告しておりましたが、2月の総会でも4条の一時転用の議案でありましたように、3年に一度の更新が必要となっております。その際にはその都度ご審議をさせていただいているところでございます。つきましては、今後はこの更新の際にですね状況の関係は詳しくご説明させていただくことで、毎年恒例のこのご報告については省略させていただければというふうに考えております。報告につきましては以上でございます。

#### ○委員(1番)

議長、ちょっとよかですか。

#### ○議長

はいどうぞ。

○委員（1番）

早く気付けば良かったんですが、6ページの経営改善計画の認定のところですね、単なるミスだとは思いますが、法人\_\_\_\_\_と法人\_\_\_\_\_の目標とする経営面積が全く同じ数字で、これは多分中折地は転記ミスで間違っているのだらうと思うんですけども、私も早くからもらって詳しく見とりませんでしたけれども、違っているのかなと思いますので。

○事務局

大変申し訳ありません。ちょっとどちらがどう間違っているのかの確認が今取れないんですけども改めて後日修正したものを皆様にお配りしたいと思います。差し替えの方をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長

それでは、間違っておりましたということでございますのでよろしく願いいたします。以上で報告事項を終わります。

それでは議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の10ページをお願いします。

---

**議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について**

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転を行いたいとして、農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定により、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和3年4月14日 公告予定  
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

権利種別：所有権移転、第1項、所在、江口、地目、田1筆、面積、5,229㎡、渡人、久留米市の\_\_\_\_\_さん、受人、柳川市三橋町の有限会社\_\_\_\_\_取締役\_\_\_\_\_さん、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、移転及び引き渡し時期は令和3年4月20日となっております。なお、栽培作物はなすで、農業施設込みの価格でございます。

出荷は受け人の地元へ集荷される予定と伺っているところでございます。

説明は以上でございます。

#### ○議長

議案第1号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい。それでは議案書11ページをお願いいたします。

---

### 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定及び農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、筑後市長西田正治から本委員会の意見を求められたので付議する。

令和3年4月5日 公告予定

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

権利種別：貸借権設定、第1項、所在、島田、地目、田1筆、面積806㎡、利用権、賃貸借、貸人、島田の\_\_\_\_\_さん、借り人、島田の農事組合法人\_\_\_\_\_代表理事\_\_\_\_\_さん、中間管理事業での反当\_\_\_\_\_円の利用権設定でございますが、報告第2号にございました件でございます。期間は5年間とされております。

議案第2号の説明は以上でございます。

#### ○議長

事務局の説明が終わりました。議案第2号について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書12ページをお願いいたします。

---

**議案第3号 農業経営基盤強化法の農用地利用集積計画の利用権設定について**

農業経営基盤強化法の農用地利用集積計画を定めたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和3年4月5日 公告予定

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

権利種別：貸借権設定、第1項、所在、長浜、地目、田1筆、面積2,085㎡、利用権、賃貸借、貸人、長浜の\_\_\_\_\_さん、借り人は同じく長浜の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米で借賃は全部で米\_\_\_キロ、期間は1作分の11月までとなっております。

利用権設定は、この他、27ページの30項までございますが、個別の説明は省略させていただきますけども、20ページを見ていただいでよろしいでしょうか。20ページの16項ですね、16項の借人の名前が入りきれておらず申し訳ございません。農事組合法人\_\_\_\_\_代表理事\_\_\_\_\_様ですね。申し訳ございません、書き加えをよろしくお願いいたします。この後は集計の説明をさせていただきます。議案書は28ページをお願いいたします。

括弧書きの中間管理事業分となっておりますが、総数について読み上げさせていただきます。資料左の総計です。田が37件で面積、126,884㎡、畑が3件、面積、5,232.65㎡、合計の40件で面積132,116.65㎡となっております。その下の表をご覧ください。

「新規・再設定別」でございます、新規が15件、再設定が25件でございます。

「通年・期間借地の別」でございます、通年が38件、期間借地が2件、「小作料納入別」では、金納が22件、物納11件、耕起代掻き2件、使用貸借5件でございます。貸借期間別でございます、1年と2年が各1件、3年が20件、5年が11件、6年と9年が各1件、10年が5件でございます。議案第3号の説明は以上でございます。

○議 長

議案第3号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第3号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は4件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書は29ページをお願いいたします。

---

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、畑2筆、樹園地4筆、計6筆で面積計990㎡、渡人、久留米市城島町の\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市大字前津の\_\_\_\_\_さん、申請事由は渡人が離農されるためでございます、売買価格は総額で\_\_\_\_万円とされております。作物は梨を予定されております。説明は以上でございます。

○議 長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい、只今事務局の説明どおりであります。審議の方よろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第1項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積400㎡、渡人、前津の\_\_\_\_\_さん、受人、前津の\_\_\_\_\_さんです。申請事由は受人の経営規模縮小で、お茶が主のため露地野菜の畑を処分されるということで伺っております。売買価格は総額の\_\_\_\_万円でございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい、只今事務局の説明どおりであります。審議の方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

30ページをお願いいたします。第3項、契約、売買、所在、一条、地目、畑1筆、

面積 3,714 m<sup>2</sup>、渡人、みやま市瀬高町の\_\_\_\_\_持ち分 1 / 2、福岡市の\_\_\_\_\_持ち分 1 / 2、受人、一条の\_\_\_\_\_、申請事由は渡人が耕作が困難なため、売買価格は総額\_\_\_\_万円とされております。作物は露地野菜となっております、現在は耕作放棄地の確認がされている農地でございますが今回の売買ということでございます。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明があったとおりでございます。審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長

説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方どうぞお願いいたします。  
\_\_\_\_委員どうぞ。

○委 員 (1 番)

確認なんですけど今耕作放棄地で野菜を作られるということで言われましたけれども、この\_\_\_\_さんは過去にかなり営農型太陽光発電をいっぱいしてありますんで、例えば3年間はそのように取り組まれるけどその後は、ずっと野菜なのか将来は太陽光とかそんな話があるのか確認の質問です。

○議 長

では事務局。

○事務局

今回の案件の場所にですね太陽光とかそういった話は今のところ全く伺ってなくてですね、\_\_\_\_さん確かに太陽光とかされておりますけれども、農地については非常に適切に管理していただいているものと思っております。で、今回耕作放棄地だった農地が売買されることで耕作されるというふうに私どもは思っているところです。また、太陽光につきましては、実は国からの通知で再生可能エネルギーの対策と耕作放棄地の対策ということでいろんな省庁からですね、営農型太陽光を推進する旨の通知が来

ております。今後どういうふうになるか分かりませんが、ひょっとしたら要望が増えてくる可能性はあるなと思っていますところですが、いかんせん私どももその下できちんと作物が採れるのかとかチェックもしていかなくちやならないのですね、そこは慎重に取り組んでいきたい、経過を見たいなと思っていますところでございます。

○議 長

と言う答弁ですがいいですかね。他にございませんか。

【質問なし】

他に無いようでございますので、採決をとります。

第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に第4項でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在、新溝、地目、畑1筆、面積計161㎡、渡人、広島県の\_\_\_\_\_さん、受人、新溝の\_\_\_\_\_さん。申請事由は渡人が耕作が困難なためでございます。売買価格は総額\_\_\_\_\_万円とされております。作物は榊と伺っております。花屋さんをされてある農家さんでございます。説明は以上でございます。

○議 長

第4項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明が終わりました。議案第4号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第4号について許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第5号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は2件でございます。それでは第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、議案書31ページをお願いいたします。

---

#### 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、所在、熊野、地目、畑が2筆、面積計で1,211㎡、申請人、大字熊野の\_\_\_\_、転用目的は露天の資材置場の設置のためとなっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをお願いいたします。（地図により位置説明）こちらは4条でございますのでご自分で資材置場を整備されて、熊野にございます、この佐賀八女線をもうちょっと西に行った有限会社\_\_\_\_\_というところがございますが、そちらの資材置場としてですね賃貸でされるということになっております。こちらのほうは10ha以上の広がりのある農地となっております第1種農地と判断しておりますけれども、事業所が近くにあり他に代えるところが無いことから例外規定で大丈夫と農林事務所の確認が取れているところでございます。（価格は。）価格は4条でご自分でされるもので、とりあえず貸される分につきましては月額\_\_\_\_万円と伺っております。説明は以上でございます。

#### ○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

只今事務局より説明があったとおりでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議長

説明が終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第5号第1項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在、蔵数、地目、畑1筆、面積1,346㎡、申請人、大字蔵数の\_\_\_\_\_さん、申請事由は共同住宅1棟41戸の建設となっておりますが、これはサービス付高齢者向け住宅建設とされております。このサービス付高齢者向け住宅というのが所管が国土交通省のほうが所管されるものでして市内でも例がほとんど無いような感じなんですけど、イメージとしては寮みたいに老人向けの小さな部屋がたくさん、41戸並んでまして、そこに介護以外のサービス、食事とかですね、そういった身の回りのお世話をするサービス付きの貸し家というような形になってございます。場所の確認をお願いします。地図の方が4ページでございます。（地図により位置説明）こちらの方は周りを宅地に囲まれた農地ということで第3種農地と判断しております。原則転用は可能なところということでございます。こちらご自分でですのでお金等は発生しないということになります。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

えっと、内容については今事務局の説明どおりです。ご審議方よろしく申し上げます。地図は4ページです。よろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員（11番）

運営される経営体っていうのはどういったところが。

○事務局

こちらは業務委託をされるようございまして、事業主さんはこの申請人さんですけども、そこを支援される事業者さんに委託されて、形としてはですね未だ仮の名前なんですけども\_\_\_\_\_さんというところを立ち上げて運営をされると伺っております。今その準備を転用が出来ればされるということで、予定としては令和4年の3月開業を目指してですね準備をされると伺っております。

○議長

だそうですが良いですかね。他にございませんか。

【質問なし】

他に無いようございまして採決をとります。

議案第5号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第6号、5条転用の変更でございますが、この案件は次の議案第7号第1項と関連する議案でございますので、続けて事務局の説明を受け、それぞれに裁決をとりたいと思います。それでは、議案第6号及び議案第7号第1項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは先ず32ページをお願いいたします。

---

議案第6号 農地法第5条の規定による転用計画変更について

次のとおり、計画変更申請があったので付議する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約、売買、所在、尾島、地目、田1筆で面積が1,689㎡、渡人は大字尾島の\_\_\_\_\_さん、受人は同じく津島の\_\_\_\_\_さんでこちら\_\_\_\_\_という造園業をされているところでございますが、こちらにつきましては備考欄に書いておりますが、令和3年1月25日に許可済みでございますけれども、こちらの方を当初計画の資材置場面積を拡大されるもの、ということでの変更でございます、変更する場所が次の議案第7号の1項になってございますので続けて説明させていただきます。3ページをお願いいたします。

---

### 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和3年4月5日 提出  
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、契約、売買、所在、尾島、地目、田1筆で面積が588㎡、渡人、大字津島の\_\_\_\_\_さん、受人は先ほどの\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_を営んである方でございます。転用の目的は露天の資材置場でございます。これは一体利用地として1,689㎡というのが先ほどの変更の部分でございます、合計で2,277㎡となるということでございます。場所の確認をお願いします。地図の方は5ページでございます。

(地図により位置説明) \_\_\_\_\_さんの会社の隣を資材置場にされるということで、追加をされることでの変更でございます。これにつきましては令和3年1月に許可をして現場のほうに入っているところを、\_\_\_\_\_さんのほうからですね、うちのところも一緒にといった話があったようでございます。売買価格につきましては総額で\_\_\_\_万円とされておるところでございます。こちらのほう、前回の転用の時も同様ですけども、少し農地の広がりがございますけれども10ha未満ということで第2種農地となっております、第2種農地は他に代えることが出来ないような場合には許可の見込みがあるといったような土地となっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

議案第6号と議案第7号の1項、事務局の説明どおりでございます。地図は5ページです。審議のほどよろしく願います。

○議 長

説明が終わりましたので、議案第6号、及び議案第7号第1項について、質問のある方はどうぞ願います。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

先ず、議案第6号について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第7号第1項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第7号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は先ほどの第1項と合せまして、6件でございます。

それでは、第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは第2項でございます。契約、売買、所在、長浜、地目、田、面積、983㎡、渡人、大字長浜の\_\_\_\_\_さん、受人は大牟田市の株式会社\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_、こちらのほうは筑後市で初めての事業所となっております宅建業をされておるところでございます。転用の目的でございますが、分譲宅地5区画でございまして、場所の説明をさせていただきます。地図の6ページをお願いいたします。(地図により位置説明) こちらは第3種農地、都市計画用途地域内の農地でございますので第3種農地で原則転用が出来るところということで、建売ではなくて造成だけの区

画分譲も可能なところとなっております。こちらの売買予定価格は総額で\_\_\_\_\_万円とされております。説明は以上でございます。

**○議 長**

第2項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただきますのでよろしく申し上げます。それでは、第2項の申請人の入室をお願いいたします。

**【申請人 入室】**

本日は、大変お忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人でございます株式会社\_\_\_\_\_の\_\_\_\_様と\_\_\_\_様でございます。委員からの質問がありましたら、ご起立していただいて、簡潔なご答弁をお願いいたします。申請人に、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

**○委 員（8番）**

事業内容やですね、近隣のこれまでの実績についてですね簡単に教えて下さい。お願いします。

**○申請人**

はい、株式会社\_\_\_\_\_の\_\_\_\_と申します。先ず近隣の実績なんですけども、今回うちの会社で造成の実績のほうが筑後市のほうでは前津のほうにですね\_\_\_\_\_さんの分譲地が8区画ございましてそちらはそもそもが農地では無かったので、筑後市での実績はそれだけになっています。今回長浜のほうではですね、分譲地を5区画予定しております。

**○委 員（8番）**

ありがとうございます。

**○議 長**

他に、どうぞ\_\_\_\_委員。

**○委 員（10番）**

農転するのは筑後市で初めてちゅうことで、工事期間とかですね、簡単にスケジュールとか教えていただければと思います。

○申請人

はい、今回農転の申請手続きをもし許可等が下りたらそれから工事のほう着工して、おそらく分譲地の完成宅地が出来るまではおよそ3ヶ月を計画して、スケジュールとして考えております。（期間は。）3ヶ月間です。

○議長

次に、どうぞ。

○委員（13番）

筑後市内では初めてと言うことなんですけど、近郊ではどこか実績はあるんですかね。

○申請人

はい、久留米のほう、あと大牟田のほうにはございます。

○議長

はい、どうぞ。

○委員（14番）

質問ではなくてお願いですけど、筑後市では農業委員会の申し合わせですね、7割以上の販売をもって次の転用申請となっております。是非ご承知いただきたいと、よろしくお願ひいたします。

○申請人

はい、かしこまりました。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

他に質問が無いようですので、申請人にはここで退席していただきます。申請人におかれましては、本日、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

【申請人 退室】

○議長

それでは次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

いろいろご質問いただきまして本当にありがとうございます。今事務局から説明のあったとおりでございますのでよろしくご審議をお願いします。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第7号第2項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第7号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

第3項、契約、売買、所在、久富、地目、田、1筆で面積、537㎡でございます。渡人は北九州市の\_\_\_\_\_さん、受人が大字西牟田の\_\_\_\_\_さん、申請事由は建売住宅2棟となつてございまして、建売分譲住宅の（特定条件付売買予定地）とされております。この特定条件付きというのはちょこちょこ出てくるようになっておりますけれども土地を買った人が3ヶ月以内に建物建築の契約をしないとイケないというような条件付きの住宅ということでございます。場所の確認をお願いします。地図は7ページです。（地図により位置説明）こちらのほうに建売住宅2棟建設ということでございます。売買価格は総額で\_\_\_\_万円とされております。計画としましては令和3年6月までに着工ということで計画をされております。農地の判断ですけども、ここは小学校の横のほうに農地がずらっと細長くではありますけどもつながっていきますので、10ha以上の塊があるということで第1種農地でございます。第1種農地でございますけれども集落接続という例外規定があるということでありますので転用の見込みがあると判断をされていてところでございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

内容につきましては今事務局の説明どおりでございます。地図は4ページでございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

## ○委 員（5番）

今局長さんからお話がありましたけど、この建築条件付きのですね売買ってことは建築請負契約が条件になっておりますけどね、その他に転用業者か転用業者の推薦する建設業者というふうになってるようですが、土地の購入者がですね、これはあの後でよろしいと思いますけど今後こういうのが出てくるとですね、来ると考えますから、私も疑問に思ったから尋ねておりますけど、土地の購入者がですね自ら建設業者を選定出来るかどうかをですね、後日でよろしいから確認をお願いしたいと思っております。ちょっと文書を読んだところですね、転用業者又は転用業者が推薦する建設業者というようなことになっておるような気がしたからですね。土地の購入者がですね自分が信頼される建設業者なんかをですね選択出来るかどうかということですね確認したいと思っております。

## ○事務局

はい、今委員さんからご質問いただいたのは正式な名前を忘れましたが建築条件付き建売分譲住宅というような言い方をしていたところですね、建売分譲住宅しか出来ないけれども、建てる業者さんが決まっていますとこと打ち合わせするっていうのが前からあったんですけど、それとは別に特定条件付き売買予定地ことでの条件付きというのはあくまで土地を買った人が自分のところが建てたい家をさがして契約すればいいんですけどその契約が買ってから3ヶ月以内という条件付きということですので建てられる方は自分の好きな建物を建てられる、但し今回の件で行きますと令和6年12月までを事業期間として出させていただいておりますので令和6年12月までにですね先ほどの契約相手先が全部決まらなないと事業主さんの\_\_\_\_さんが自ら建て

て売る必要があるというようになっております。

○議長

いいですか。他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第7号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在、溝口、地目、田、1筆、面積、1,084㎡、渡人、大字溝口の\_\_\_\_\_さん、受人は大字溝口の\_\_\_\_\_株式会社代表取締役\_\_\_\_\_さん、転用目的は流通業務施設ということで、物流倉庫用地の拡張ということでございますが、地図と一緒に説明させていただきたいと思います。地図は8ページをお願いいたします。（地図により位置説明）この倉庫が非常に間口が狭くて、やっと大型車が入るような状況だったんですけどここに垂直に4台並べて物流機能を強化していくということでの敷地拡張でございます。この図の右のほうに赤色で令和2年12月許可と書いている分がございますが、こちらのほうは令和2年の10月の総会の際にですね\_\_\_\_\_の職員用の駐車場として整備をされたところでございますが目的が違いますので未だ整備中ではございますけど県のほうとしては同時進行でも大丈夫ということで確認をとっているところでございます。農地区分でございますけども、広がりの無い宅地に囲まれた農地でございますので、第3種農地でございますが原則転用許可が出来る農地となっております。売買価格でございますけども総額で\_\_\_\_\_万円ということでございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明のとおりです。ご場所につきましては地図の8ページです。ご審議方よろしく申し上げます。

#### ○議長

説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第7号第4項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

第5項、契約、売買、所在、上北島、地目、田、2筆、面積計、2,484㎡、渡人、大字上北島の\_\_\_\_\_さん、受人は大字西牟田の\_\_\_\_\_さん、転用目的は建売住宅8棟でございます。こちらのほうも建売分譲住宅建設の特定条件付売買予定地とされておりとおろでございまして土地を買われた方は3ヶ月以内の建物契約が必要になってくるといふ条件付きとなっております。場所の確認をお願いします。地図の9ページをお願いします。（地図により位置説明）こちら第3項と同じ転用事業者になっておりますけれども、これにつきましては事業に手を付けているところの進捗率を聞いてまして同時にの場合はですね、未だ進捗が取れていないのは当然ですのでそれぞれ事業の出来る資金力とか確実性としては書類は整っているということで同時に申請を出されております。この\_\_\_\_\_さんは以前の申請につきましてはですね、令和元年9月に提出された分がございましてけれどもこれにつきましては令和3年2月に完成しているというところで今までの事業は全部完成させてある実績となっております。農地区分につきましては南にずっと広がっていく農地の広がりになってますので第1種農地に該当します。但し集落接続での住宅目的ということですので例外規定に該当するということで転用の許可見込みが立つというようなこととございます。また、先ほどの期限でございましてけれども、条件付きでございましてけれども最終的に全部の区画

が埋まらなかった場合にはですね令和7年の1月にはですね契約が決まらなければ自らが建物を建てて建売住宅として売らなくちゃならないというような予定になっております。売買価格でございますけども、総額で\_\_\_\_万円ということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明どおりでございます。地図は9ページです。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議 長

説明が終わりましたので、第5項について、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

○委 員（4番）

この特例で同時に2つ今回出してありますけども、3つでも4つでも幾つでも重なった場合はどんなふうになるのでしょうか。参考までに聞きたいと思います。

○議 長

事務局どうぞ。

○事務局

基本的にはこの農業委員会での判断になろうかと思いますが、県とかの指導でいきますとそれぞれの事業が適切に実施出来るような計画をきちんと作られてあるのかどうかと、販売見込みであったり需要であったりっていうのが見込まれているかどうか。あと経済的にちゃんと建てる、実行するような経済的担保が取れているかといったような確認をとることになってまして、そちらの県が示す要件は2件でも3件でもとれれば大丈夫、同時に出来れば。但しこれがずれてくると前の筑後市の慣例で行きますと、前のところも終わっていないのというところの判断が入ってきますのでずれた場合にはですね前のところが5割以上終わってからですよとか、7割は売れてからですよとかそういったような基準を適用している状況になっております。議案の時にご審議をしっかりといただくというようなことになろうかと思います。

○議 長

だそうですが、いいですか。どうぞ\_\_\_\_委員。

○委 員（1番）

あのちょっと確認なんですけどさっき3番の時には令和6年の何月かち言われたと思います。で、今回のやつは令和7年の1月というふうに同じ時期に出された案件で期日が違うちゅうのは件数が違うんで違うのかなぜそういうふうに終末のいつまでに完成時期がいけないという部分があるんですね、普通なら同じ物件であれば同日だろうと思うんですけど、違う理由を良かったら教えて下さい。

○事務局

3項の時は令和6年12月ということの事業計画を作ってもらっちゃいまして、この本件は令和7年の1月という事業計画をしてあります。これは、ここまでに完成する予定ということでの事業計画を立ててもらっちゃうのは委員さん仰いましたように区画数が8棟を売り切る必要があるというようなことで若干長めに事業計画を見てあるのかなと、それに伴って当然資金計画とかそういったものも関係してきますのでそういった事業の見込みを立てていらっしゃるということです。特段いつまでにしなさいというのはなくて、これが筑後市の場合は7割売れてないと次の案件出せませんよというような縛りにもなってきますので、事業所としてはなるべく早く売りたいんだと思いますけどこれくらいの期間を見込んであるということでございます。

○議 長

だそうですが、いいですか。

○委 員（1番）

言っていることは本人の希望で例えば令和8年までにち計画を出せばそれはそれでおおるってということですかね。

○事務局

そうです。はい。

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第7号第5項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第6項、契約、売買、所在、西牟田、地目、田1筆と畑2筆、面積計の809㎡、渡人、久留米市の\_\_\_\_\_さん持ち分2分の1と久留米市の\_\_\_\_\_さん持ち分2分の1、受人は久留米市の\_\_\_\_\_さんでございます、転用目的は、共同住宅2棟18戸の建設予定ということでございます。場所の確認をお願いいたします。地図の10ページでございます。（地図により位置説明）こちら一体利用地がございまして、北側の緑色の道沿いのところは一体利用される906.75㎡の農地では無い土地ということでこちらを同時にされるということでございますので、合計で1,715.71㎡において造成されるということになります。こちらは周りを宅地に囲まれた土地でございますので農地区分といたしましては第3種農地と判断をしております。ということですので原則転用が可能な農地ということで考えております。売買価格につきましては、一体利用地の宅地を込みで総額の\_\_\_\_万円とされておるところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

**○議長**

担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

6項につきましては事務局の説明のとおりです。地図は10ページですけど、ちょっと一つだけ補足しますと、この場所から道路を真西に行きますと西牟田小学校が300mくらいのところにありますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

**○議長**

説明が終わりましたので、第6項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第7号第6項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に議案第8号を提案いたします。事務局は一括して説明をお願いします。

**○事務局**

それでは、議案書の35ページをお願いします。

---

**議案第8号 農業の振興に関する計画ならびに農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について**

平成22年度筑後市の農業の振興に関する計画ならびに筑後市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更をしたいとして、筑後市長西田正治より本委員会の意見を求められたので付議する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

第1項、申出人、筑後市大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、変更の理由、建売分譲住宅建設用地に供する、処理区分C-4、処理区分についてはC-4というのが農林事務所案件ということでして、規模の大きさによってC-4とかB-3、B-3は県庁の案件とかに分かれております。所在は大字折地、現況地目は畑、面積は89㎡となっております。申請の理由は農振の除外でございまして転用事業者は有限会社\_\_\_\_\_とされております。場所のほうですけれども地図の11ページ12ページをお願いいたします。

(地図で説明) ここは一体利用地がございましてもう一枚めくっていただきますと拡大図になっております。12ページでございまして建物と建物間の部分ここを全部含めて4区画で建売分譲住宅をされるというような計画での除外となっております。

続きまして2項のほうに進ませてもらいたいと思います。

第2項、申出人、筑後市大字鶴田の\_\_\_\_\_さん、理由は資材置場に供する、処理区分C-4、所在は鶴田の畑3筆と田1筆で、面積合計の632.45㎡でございまして、変更の内容としましては農振の除外でございまして。転用事業者としましては株式会社

\_\_\_\_\_となっております。こちらのほうも場所の確認をお願いします。地図のほう  
が13ページ、14ページでございます。(地図で説明)

続きまして3項でございます、申出人、筑後市大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、理由、  
駐車場用地に供する、処理区分はC-4、所在は大字前津、現況地目は山林となっております  
ります、これは農振地はかかっておりますけれども農地では無いということになります  
すのでこの案件につきましては農地の転用は今後出てこないということで農振除外だ  
けの案件となっております。前津にあります山林を農振除外して駐車場用地に供され  
るというような変更の案件になっております。ここは農地ではありませんので場所は  
省略させていただきます。

続きまして4項でございます、申出人、筑後市大字津島の\_\_\_\_\_さん、理由は分  
家住宅用地に供する、処理区分C-4、所在は津島で現況地目は畑、面積5,084㎡のう  
ち297.53㎡でございます。変更の内容としましては施設の追加及び除外となっております  
ますので場所の確認をお願いします、地図が17ページ、18ページをお願いいたし  
ます。(地図で説明)申出地より北側は宅地が並んでおります。農業振興地域の計画の  
変更の中身でございますけれども、備考欄のほうに書いております、施設の追加及び  
除外というところでございますが、こちらのほうは土地改良事業等の受益地に入って  
おりますので農振除外をするためには農業のための施設で無いとだめですよという条  
件が付いてきます。そういったことからここは農家の方の分家住宅であることからで  
すね、農業のために関係する施設ということで、その施設の追加という計画変更と農  
振除外という2本立てになっているというようなことになりますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

続きまして36ページの5項をお願いいたします。申出人、筑後市大字前津の\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_さん他2名でございます、申出の理由は自動車整備工場用地及び販売車両展示用  
地に供するとなっております、処理区分はこちらB-3となっておりますして5,000  
㎡を超えるものは県庁案件のほうになりますのでそういう区分になります。所在は大  
字前津の10筆で面積合計が7,644㎡でございます。場所の確認をお願いいたします。  
地図のほうの19ページでございます。(地図で説明)転用事業者は\_\_\_\_\_株式会  
社とされております。こちらのほうは第2種農地、幾つか過去にも出てきておりますけ  
れども、随分農地が少なくなってきました第2種農地という判断をしておりますので  
他に代わる土地がなければ転用の許可の見込みは概ねたつというふうに判断されてい

るところでございます。

続きまして第6項でございます。申出人は筑後市大字前津の\_\_\_\_\_ほかずらっと45名いらっしゃいます。39ページまでですね。申請理由が事務所、倉庫、給油施設及び駐車場用地に供するとなっております。処理区分はこちらも面積が大きゅうございましてB-3、所在は大字前津で全部で53筆ございまして、現況地目は田と畑と樹園地とございまして面積のほうで合計で23,224㎡でございます。場所のほうの確認をお願いいたします。地図のほうで21ページをお願いいたします。(地図で説明)こちらの転用事業者は\_\_\_\_\_株式会社ということで物流の事業所さんということになって参ります。こちらのほうも第2種農地というふうに農地法のほうでは判断をしているところにして、仮に第1種であったとしても流通系でしたらば沿道サービスということで特例の対象になるというような部分になって参ります。それと21ページの赤の斜線の中に1筆だけ残っております、こちらのほうはですね相続等の関係でここ1筆が今回参加されないということになっておりまして、それについては県のほうも理由如何では仕方が無いというのと、この農地を確保しなくちゃならないというほど大きい農地では無いということで農振除外の見込みは概ねたっていると、転用のほうもやむを得ない部分があるというふうに県のほうでも判断されているというようなことでございます。この細かく分かれている理由はですね、ここは苗代田ということで昔ここで共同で苗代として使ってたためにですね家1件分よりちょっと小さいような農地が並んでいるといったような状況のためこれだけたくさんの田が連なっているという状況でございます。

続きまして議案書のほうの39ページでございますけれども、第7項でございます。申出人筑後市大字下妻の農事組合法人\_\_\_\_\_代表理事\_\_\_\_\_さん、理由は育苗置場に供するということでございます。所在は下妻の畑が2筆で面積が1,618㎡でございますけれども、こちらは農振を除外するわけではなくて農振の用途変更されるということになっております。地図は23ページをお願いいたします。(地図で説明)俗に言う黄地というようなことになりますけれども農地から農業用施設用地に変更することで現在の畑を舗装して苗床として使うというようなことでございますので農業のための施設として黄地に変更されるというようなことになります。法人倉庫の南側に苗床を作られる計画でございます。以上が農業振興地域、農振の除外や用途区分の変更の予定でございます、事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

今議案第8号についていろいろ説明がございましたが、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委 員（5番）

4項ですけど 今局長さんの説明ではですね基盤整備のところの除外ということだったと思うわけですよ。基盤整備が終わって翌年からかな何年くらい経過しておるわけですかね。

○事務局

西部第2土地改良区ですので仮換地が終わったのが平成11年くらいで事業完了が平成14年3月だったかな、完了しております。事業完了から8年以上経っておりますので土地改良の面工事としては特段問題は無く農振除外可能になってくる、事業の縛りは外れてくる、面工事としてはそうなんですけど、それとは別に県営と国営のかんがい排水事業の受益地に入っておりますのでこのかんがい排水事業の受益地がですね未だ国のほうは実施中という位置づけなんです、そういった意味で農業用のための施設の追加でないと外れないエリアになっているというふうに理解しております。国のかん排の水を引くことが出来る農地になっているのでその受益地から外す手続きなどが必要になると言うようなことになります。

○議 長

いいですか。（はい。）他に、どうぞ。

○委 員（11番）

1行目の平成22年度計画って、22年ですか。

○事務局

これは、一番最初に、法改正があって平成22年度に筑後市の農業の振興に関する計画っていう計画を作っているんですね、その以前もあったんですけど改訂版として出来た、農業の振興に関する計画を作ったのが平成22年ということです。（分かりました。）

○議 長

他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第8号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に議案第9号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案書の40ページをお願いします。

---

議案第9号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積（別段の面積）の設定について

次のとおり、下限面積を設定したいので付議する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

区域、筑後市全域、下限面積（別段の面積）、40a、備考の欄に記載しておりますとおり、今までと同じで変更なしでございます。また、前回ご審議いただきました農地付きの空き家に係る下限面積につきましては、今後、議案が出る度にこの欄に追加して公告をしていくといったようなことになって参りますので、今のところこの40aのみということでございます。また、この農家台帳搭載農家数3129戸でございますが、耕作面積40a未満の数が2564戸となっております、割合が79%でございます。これは農地法によりましてこの40a以上が4割以上必要ということになってますけども、79%ということで農地法上は問題ないということで、例年どおりで出させていただいているところでございます。説明は以上でございます。

#### ○議長

説明が終わりました。議案第9号について質問のある方、どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第9号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に議案第10号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の41ページをお願いします。

---

**議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に係る標準処理期間の設定について**

次のとおり、標準処理期間を設定したいので付議する。

令和3年4月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

根拠法令は農地法第3条第1項でございます、標準処理期間、30日、こちらも今までと同じでございます。本案件は市の農業委員会が権限をもつ農地法3条のみの標準処理期間となっているところでございます。説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりました。議案第10号について質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第10号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これですべて終了いたしました。

これをもちまして第10回農業委員会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会